

令和8年度愛媛県外国人材地域共生推進事業費補助金について



愛媛県では、外国人材を雇用している県内の中小企業者等を対象として、外国人材の地域定着、及び共生推進を図るため、地域・文化の理解、住民との交流促進に資する事業を実施する際に要する経費に対し、その一部を補助します。

補助事業実施期間

令和8年7月7日～令和9年2月26日
※期間内に事業を完了、実績報告書を提出
いただく必要があります。

補助対象者

県内に本社・支社等を有する外国人材を雇用している
中小企業者等(法人含む)

補助対象経費

費目	内容
役務費	○イベント・ボランティアへの参加費用や保険料、通訳費用
使用料 賃借料	○イベント・ボランティア実施に係る会場・機材・車両等の借上げ料 ○イベント・ボランティアに必要な備品のレンタル費用(レンタサイクル・レンタル 着物等)
委託料	○イベント・ボランティアの企画運営を委託する際の費用
需用費	○イベント・ボランティアに必要な消耗品等の費用
報償費	○講師謝金
旅費	○イベント・ボランティア会場への交通費 ○講師旅費

※上表でいう「イベント・ボランティア」については、県内で実施されるものに限ることとし、外国人材を雇用する事業者が主体となって行う、本事業の趣旨に即した以下のような取組みを指します。

- ・外国人材と地域住民との交流を促進するもの
- ・外国人材が地域の歴史や(食)文化、自然を体験するもの(単なる宴会の類は除く)
- ・外国人材を対象とした地域理解の促進に寄与するセミナー等の実施

※補助対象経費に疑義が生じた場合は事前にご相談ください。

補助率・補助金の上限額

- 補助率 1/2
- 補助金の上限額 1社あたり10万円

留意事項

※対象は令和9年2月26日までに終了する事業で、
原則交付決定の通知を受けてから事業に着手いた
だく必要があります。
※予算上限に達した場合、事業実施期間内であって
も申請を締め切ることがあります。

申請方法

- ・事業に着手する前に、県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp//site/madoguchi/146896.html>)より
申請様式をダウンロードし、必要事項ご記入いただき、必要書類を添付のうえ郵送またはメール(押印省略が可能
な書類についてのみ)にて下記宛先までお送りください。
- ・メールでお送りいただく場合は、事前にご連絡いただき、こちらがお伝えするメールアドレスを宛先に入れたう
えで送付いただく必要があります。

【お問い合わせ・提出先】
〒790-8570
愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 企画振興部 多文化共生推進課 共生推進グループ
TEL:089-907-5228
メール:tabunkakyousei@pref.ehime.lg.jp

愛媛県ホームページ
二次元バーコード



補助事業の流れ

申請書の受付

※予算上限に達した場合、申請募集期間内であっても受付を終了することがあります。

【申請募集期間】

令和8年7月7日～令和8年12月25日(予定)

申請書受付後順次

書類審査

交付申請書による書類審査を実施

書類審査後順次

交付決定

※交付決定を受けてから補助事業を開始してください。

※申請書受付後、交付決定まで概ね1か月かかります。

補助事業の開始

実績報告書の提出

【提出期限】

補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または令和9年2月26日のいずれか早い日まで※郵送の場合は当日必着

実績報告書確認後順次

完了確認

交付

※上記の流れは応募状況等により変更となる可能性があります。

よくある質問

Q.補助事業開始(7月7日)以前に着手した事業も対象となるか。

A.補助事業開始(7月7日)以前に着手した事業は補助対象となりません。
交付決定の通知を受けてから事業に着手してください。

Q.「イベント・ボランティア」とは具体的にどのようなものか。

A.地域のお祭り、社員運動会、サイクリング等の体験プログラム、防災訓練などへの参加や企画・実施等が該当します。

※外国人材の方が参加するものに限ります。

【お問い合わせ・提出先】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 企画振興部 多文化共生推進課 共生推進グループ

TEL:089-907-5228

メール: tabunkakyousei@pref.ehime.lg.jp



愛媛県ホームページ
二次元バーコード

